

三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市人権文化センター
所在地／三原市長谷一丁目6番1号
電話／0848-66-1111
FAX／0848-66-1112

人権講演会を開催！

「性の多様性が認められる社会に向けて」 12月15日（金）18時30分～20時

内容 LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）や性の多様性についての情報を、最近多く聞くようになりましたが、いざ問われてみると正確に答えることが出来ないってことありませんか？
講演では、「性の多様性とは」として基礎的知識を学ぶとともに、「性的マイノリティの方が直面する問題」や、解決に向けて何が出来るのかを考えていきます。最近マスコミでも多く取り上げられている「性の多様性」について正しく学んでみませんか。

場所 三原市人権文化センター2階 大会議室

講師 河口和也さん（広島修道大学人文学部教授）

定員 60人（申し込み不要）

参加費 無料

問い合わせ先 三原市人権文化センター Tel.0848-66-1111



プロフィール
筑波大学大学院博士課程単位取得満期退学国際学修士、修士（社会学）
社会学主要研究テーマ：現代日本社会における性をめぐる諸問題に関する研究

人権パネル展のお知らせ 「インターネットと人権」

12月4日（月）～12月11日（月）
久井保健福祉センター玄関ロビーにて

インターネットの普及に伴い、差別的な書き込みや個人への行き過ぎた誹謗・中傷など人権問題も増えています。今の時代だからこそインターネットをどう使っていくか考えてみませんか？



料理教室を開催します！ 「ワンプレートおせち」

- 1 とき 12月17日（日）9:30～12:00
- 2 ところ 三原市人権文化センター
- 3 料理名 ①かまぼこのいくら醤油漬け
②牛肉の八幡巻き
③カップ寿司
④伊達巻き 他3品
- 4 参加費 800円
- 5 定員 14名（申込み先着順）
- 6 申込み 12月1日（金）～13日（水）
- 7 持参物 米1合、エプロン、三角巾、マスク、料理持ち帰り用容器



人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇ とき 土・日・祝日を除く10時～16時
相談は無料で、秘密は守られます。◇ ところ 三原市人権文化センター
お気軽にご相談ください。 ◇ 電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

人権のひろば



まな 学ぼう! エスディー・アール・エス (持続可能な開発目標) (16)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。



【目標 15. 陸の豊かさを守ろう】

現在、急激に失われている陸域生態系と内陸淡水生態系の保全・再生、ならびに持続可能な利用を促進するため掲げた目標です。

世界では、鳥類14%、針葉樹34%、哺乳類25%、両生類41%が絶滅の危機にさらされていると推定されています。

世界の森林面積は、産業革命以前と比べて約68%までに減少しています。森林伐採は生物多様性の絶滅や防災・地下水涵養機能の低下など様々な悪影響をもたらします。

また、現代は生物の大量絶滅期と呼ばれており、実に約25%、100万種に絶滅の危険性があるといわれています。生物の多様性は生態系を機能させるうえで極めて重要であり、生物多様性が失われることで自然からの恵みも失われます。

私たちにできることはどんなことがあるのでしょうか。①生態系に配慮された商品の購入です。例えば、紙や木材であればFSC認証を取得したもの、野菜や果物であれば有機JASマークのあるものを購入することが生態系の保全につながります。②ゴミを減らすことも重要です。ゴミを燃やすときにはたくさんの二酸化炭素が発生します。使い捨て商品避けたり、買い物時はマイバックを携帯するようにしましょう。③庭・バルコニーでの植栽を始めてみませんか。庭の木や花壇の花が地域の生態系を支える重要な役割を担っているそうです。身近な生活空間の中で、可能な範囲で自然生態系を作ってみましょう。

(出典:公益社団法人日本ユニセフ協会ホームページ「持続可能な世界 SDGs CLUB」、朝日新聞デジタル【SDGS ACTION!】)

★きょうは何の日? 12月 人権カレンダー



周知ポスター
QRコード

12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。解決のためには、この問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。